

## 会員規約

### 第1条 目的

この規約は、一般社団法人ベラルーシ日本ビジネスクラブ（以下「BJBC」）の会員の入会および退会、ならびに会費等の納入等に関し、必要な事項を定める。

### 第2条 会員の種類

- (1)特別法人会員：正会員としての議決権有
- (2)法人正会員：正会員としての議決権有
- (3)法人準会員：正会員としての議決権無
- (4)個人正会員：正会員としての議決権有
- (5)個人準会員：正会員としての議決権無

### 第3条 理事会への報告

代表理事は、必要に応じて会員に関する統計等の資料を理事会に報告することができる。

### 第4条 入会の手続き

会員になろうとするものは、所定の入会申込フォームに入力し、入会審査の申請をしなければならない。

### 第5条 入会費及び会費

1. 入会金は10,000円とする。入会金はいかなる場合も返還しない。
2. 年会費に関しては、会員種別に応じて、下記の各項のとおりとする。
  - (1)特別法人会員：一口 600,000円
  - (2)法人正会員：一口 300,000円
  - (3)法人準会員：一口 180,000円
  - (4)個人正会員：一口 120,000円
  - (5)個人準会員：一口 60,000円

### 第6条 会員の特典

会員各位の帰属意識を深め、各種会員の獲得を推進し、社団の一員としてのモチベーション

を牽引するための特典を検討し、拡充していくこととする。現時点での特典については下記を参照。(下記特典は2020年5月29日現在)

- 1、ビジネスマッチングの為に担当者と企業の優先紹介
- 2、基本的な市場情報とベラルーシとのビジネスに関するアドバイザリーサービス(日本-ベラルーシ共和国)
- 3、BJBC 会員専用イベントへの参加
- 4、ベラルーシ共和国特別ツアーのご案内(ミンスク等)
- 5、イベントへの優先参加(会議、セミナー、講義、ビジネスランチ等)
- 6、ロシア語翻訳・通訳を会員価格で提供
- 7、定期的なニュースレター(Eメール)

※法人特別会員は、ベラルーシ共和国要人来日等重要イベントに優先的に参加できる。

※法人正会員、個人正会員はBJBCの正会員として社員総会の議決権が付与され、社員総会に出席できる。

#### 第7条 会費の使途

入会金および年会費は、BJBCの活動のための社団事業ならびに管理費にあてる。

#### 第8条 会員資格の喪失

会員が下記各項に該当するときは、事務局長の決裁により会員資格を喪失させることがある。なお、下記各項による会員資格喪失の場合、既納の入会時寄付費や年会費等は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

1. 入会申込書に経歴その他の事実を詐称した場合。
2. 会費を1年以上支払わない場合。
3. BJBCの目的に反する行為をなした場合。
4. 法令に違反した行為や社会的に公序良俗に反した行為をした場合。
5. BJBCの名誉や体面を傷つける行為があった場合。
6. 社団や会員に対する迷惑行為を繰り返し行った場合。
7. その他会員たるにふさわしい資格を欠くものと認めた場合。

#### 第9条 入会の拒絶・会員資格の抹消

次の各項の一にでも該当する者については、当社は入会を拒絶し、また入会後に判明した場合には会員に対するサービスを停止し、本人に通知することなく会員資格を抹消するものとする。なお、この場合、既納の入会時寄付金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
2. 反社会的勢力が当該会員の所属する組織の経営に実質的に関与していると認められるとき
3. 反社会的勢力を利用していると認められるとき
4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
5. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
6. 自らまたは第三者を利用して、詐欺、暴力的行為、法的な責任を越えた不当な要求行為、脅迫的言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害、その他これらに準ずる行為に及んだとき

#### 第10条 会員の退会

会員が下記各項に該当するときは、退会とする。なお、下記各項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

1. 退会を希望する会員は、退会届を所定の書面で当会館に提出しなければならない。
2. 会員が死亡したときは、死亡の日をもって退会したものとして取り扱う。

#### 第11条 改正

この規約は、理事会の議決により改正することができる。

#### 第12条 補則

この規約の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

#### 附則

本規約は、令和2年6月1日より施行する。